

収支報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

香川県選挙管理委員会規則第2号

収支報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規則

収支報告書等の閲覧等に関する規程（平成20年香川県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定による少額領収書等の写し（同項に規定する少額領収書等の写しをいう。以下同じ。）の閲覧及び写しの交付、同法第20条の2第2項の規定による収支報告書等（同法第12条第1項若しくは第17条第1項に規定する報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）に規定する書面、<u>同法第19条の14に規定する政治資金監査報告書及び同法第19条の14の2第4項に規定する確認書</u>をいう。以下同じ。）の閲覧及び写しの交付、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第4項の規定による選挙運動費用収支報告書（同法第189条第1項に規定する報告書をいう。以下同じ。）の閲覧並びに政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定による支部報告書等（同法第18条第3項（同法第29条第3項において準用する場合を含む。）に規定する支部報告書及び支部総括文書（同法第20条第2項又は第30条第2項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）並びに同法第19条第5項及び第29条第4項において準用する同法第19条第1項に規定する監査意見書をいう。以下同じ。）の閲覧及び写しの交付に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定による少額領収書等の写し（同項に規定する少額領収書等の写しをいう。以下同じ。）の閲覧及び写しの交付、同法第20条の2第2項の規定による収支報告書等（同法第12条第1項若しくは第17条第1項に規定する報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）に規定する書面及び<u>同法第19条の14に規定する政治資金監査報告書</u>をいう。以下同じ。）の閲覧及び写しの交付、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第4項の規定による選挙運動費用収支報告書（同法第189条第1項に規定する報告書をいう。以下同じ。）の閲覧並びに政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定による支部報告書等（同法第18条第3項（同法第29条第3項において準用する場合を含む。）に規定する支部報告書及び支部総括文書（同法第20条第2項又は第30条第2項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）並びに同法第19条第5項及び第29条第4項において準用する同法第19条第1項に規定する監査意見書をいう。以下同じ。）の閲覧に關し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（請求の方法）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 収支報告書等又は支部報告書等の閲覧又は写しの交付を請求しようとする者は、<u>収支報告書等又は支部報告書等閲覧等請求書</u>（様式第2号）を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 選挙運動費用収支報告書の閲覧を請求しようとする者は、<u>選挙運動費用収支報告書閲覧請求書</u>（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。</p>	<p>（請求の方法）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 収支報告書等の閲覧又は写しの交付を請求しようとする者は、<u>収支報告書等閲覧等請求書</u>（様式第2号）を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 選挙運動用収支報告書又は支部報告書等の閲覧を請求しようとする者は、<u>閲覧請求書</u>（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。</p>

- 4 委員会は、少額領収書等の写しの閲覧等請求書、収支報告書等又は支部報告書等閲覧等請求書又は選挙運動費用収支報告書閲覧請求書に形式上の不備があると認めるときは、閲覧又は写しの交付を請求した者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、当該請求した者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 5 少額領収書等の写しの閲覧等請求書又は収支報告書等又は支部報告書等閲覧等請求書は、ファクシミリ装置又は電子メールを利用して送信することにより提出することができる。

(写しの交付の実施)

第4条 略

- (1) 少額領収書等の写し、収支報告書等又は支部報告書等を複写機により日本産業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付
- (2) 少額領収書等の写し、収支報告書等又は支部報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。以下同じ。）に複写したもの交付

(手数料)

第5条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部598の項及び599の項に規定する実費を基準として選挙管理委員会が定める額は、別表の左欄に掲げる方法に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

- 4 委員会は、少額領収書等の写しの閲覧等請求書、収支報告書等閲覧等請求書又は閲覧請求書に形式上の不備があると認めるときは、閲覧又は写しの交付を請求した者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、当該請求した者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 5 少額領収書等の写しの閲覧等請求書又は収支報告書閲覧等請求書は、ファクシミリ装置又は電子メールを利用して送信することにより提出することができる。

(写しの交付の実施)

第4条 第2条第1項及び第2項に規定する写しの交付は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 収支報告書等を複写機により日本産業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付
- (2) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。以下同じ。）に複写したもの交付

(手数料)

第5条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部598の項に規定する実費を基準として選挙管理委員会が定める額は、別表の左欄に掲げる方法に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

様式第2号（第2条関係）

（日本産業規格A列4番）

収支報告書等又は支部報告書等閲覧等請求書

年　月　日

香川県選挙管理委員会 殿

請求者 住 所

（〒　　）

氏 名

（団体にあっては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の役職及び氏名）

電話番号（　　）　—

収支報告書等の閲覧等に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり請求します。

閲覧又は写しの交付を請求する文書の種類	<input type="checkbox"/> 収支報告書等 <input type="checkbox"/> 支部報告書等
閲覧又は写しの交付の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 1 交付の方法 <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便等による送付 2 写しの種類 <input type="checkbox"/> 用紙に複写したもの <input type="checkbox"/> 光ディスク（CD-R）に複写したもの <input type="checkbox"/> 光ディスク（DVD-R）に複写したもの ※CD-R又はDVD-Rに複写される電磁的記録は、PDF形式となります。
閲覧又は写しの交付の請求に係る政治団体の名称及び収支等の年	

選挙管理委員会記入欄

閲覧日時	年　月　日	午　時	分から午　時	分まで
交付年月日	年　月　日			
手数料等	手数料　　円	送料　　円		
備　考				

備考

- については、該当するものに「✓」を記入してください。
- 太線枠内は、記入しないでください。

様式第2号（第2条関係）

（日本産業規格A列4番）

収支報告書等閲覧等請求書

年　月　日

香川県選挙管理委員会 殿

請求者 住 所

（〒　　）

氏 名

（団体にあっては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の役職及び氏名）

電話番号（　　）　—

収支報告書等の閲覧等に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり請求します。

閲覧又は写しの交付の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 1 交付の方法 <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便等による送付 2 写しの種類 <input type="checkbox"/> 用紙に複写したもの <input type="checkbox"/> 光ディスク（CD-R）に複写したもの <input type="checkbox"/> 光ディスク（DVD-R）に複写したもの ※CD-R又はDVD-Rに複写される電磁的記録は、PDF形式となります。
閲覧又は写しの交付の請求に係る政治団体の名称及び収支等の年	

選挙管理委員会記入欄

閲覧日時	年　月　日	午　時	分から午　時	分まで
交付年月日	年　月　日			
手数料等	手数料　　円	送料　　円		
備　考				

備考

- については、該当するものに「✓」を記入してください。
- 太線枠内は、記入しないでください。

様式第3号（第2条関係）

（日本産業規格A列4番）

選挙運動費用収支報告書閲覧請求書

年　月　日

香川県選挙管理委員会 殿

請求者 住 所

（〒　　）

氏 名

（団体にあっては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の役職及び氏名）

電話番号（　　）　—

収支報告書等の閲覧等に関する規程第2条第3項の規定により、次のとおり選挙運動費用収支報告書の閲覧を請求します。

記

選挙の種類及び執行年並びに候補者の氏名

様式第3号（第2条関係）

（日本産業規格A列4番）

閲覧請求書

年　月　日

香川県選挙管理委員会 殿

請求者 住 所

（〒　　）

氏 名

（団体にあっては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の役職及び氏名）

電話番号（　　）　—

収支報告書等の閲覧等に関する規程第2条第3項の規定により、次のとおり閲覧を請求します。

記

報告書の種類

選挙運動費用収支報告書

選挙の種類及び執行年並びに候補者の氏名

支部報告書等

政党の支部の名称及び収支等の年

選挙管理委員会記入欄

閲覧日時	年　月　日	午　時	分から午　時	分まで
------	-------	-----	--------	-----

備考 太線枠内は、記入しないでください。

選挙管理委員会記入欄

閲覧日時	年　月　日	午　時	分から午　時	分まで
------	-------	-----	--------	-----

備考

- については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 太線枠内は、記入しないでください。

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正前の様式第2号及び様式第3号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。